

令和3年第1回

大空町議会臨時会会議録

- ・招集 令和3年5月21日
- ・開会 令和3年5月21日
- ・閉会 令和3年5月21日

大空町議会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1番	後藤忍	8番	齋藤宏司
2番	三條幸夫	9番	松岡克美
3番	上地史隆	10番	深川昇
4番	田中裕之	11番	松田信行
5番	原本哲己	12番	近藤哲雄
6番	沢出好雄		

2 不応招議員は次のとおりである。

7番 品田好博

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教育委員会	教育長
副町	長	福祉課	参事
総合支所	長	産業課	長
会計管理者		産業課	参事
総務課	長	建設課	長
総務課	参事	建設課	参事
住民課	長	住民福祉課	長
福祉課	長	総務課	主査
生涯学習課	長	生涯学習課	参事

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、主幹

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

令和3年第1回大空町議会臨時会議事日程

第1号 令和3年5月21日（金） 10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 議会運営委員会審査報告
- 日程第3 会期の決定について
(諸般の報告)
- 日程第4 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第5 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第6 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第7 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第8 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第9 議案第38号 物品の購入について
- 日程第10 議案第39号 大空町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第11 議案第40号 大空町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第12 議案第41号 令和3年度大空町一般会計補正予算（第2号）

出席説明員の報告

1. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のために出席する者は次のとおり。

町長 山下 英二 教育委員会教育長 渡邊 國夫

2. 大空町長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

副町長 川口 明夫 福祉課参事 阿部 雅浩
総合支所長 田中 信裕 産業課長 作田 勝弥
会計管理者 平田 義和 産業課参事 中村 直樹
総務課長 林 敏美 建設課長 高島 清和
総務課参事 松川 一正 建設課参事 山本 純生
住民課長 星加 政志 住民福祉課長 阿部 征弘
福祉課長 鈴木 章夫 総務課主査 安念 真人

3. 大空町教育委員会教育長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

生涯学習課長 佐々木 徳幸 生涯学習課参事 村山 修

4. 本議会の事務に従事する者は次のとおり。

事務局長 藤田 勉 事務局主幹 田中 学

以上のとおり報告する。

令和3年5月21日

大空町議会議長 近藤 哲雄

諸 般 の 報 告

《令和3年3月8日～令和3年5月21日》

- 3月 8日 第20回議会広報常任委員会
第16回議会運営委員会
- 9日 第9回議員協議会
第19回総務厚生・第19回産業建設文教合同常任委員会
第19回総務厚生常任委員会
第19回産業建設文教常任委員会
- 10日～12日 予算審査特別委員会
- 10日 第10回議員協議会
- 12日 第20回総務厚生・第20回産業建設文教合同常任委員会
第20回総務厚生常任委員会
第17回議会運営委員会
- 26日 第21回議会広報常任委員会
第2回議会広報モニター連絡会議
- 27日 女満別誕生100年記念式典
- 4月 9日 北海道大空高等学校開校式
北海道大空高等学校第1回入学式
- 16日 第1回議会広報常任委員会
第1回総務厚生・第1回産業建設文教合同常任委員会
第1回総務厚生常任委員会
第1回産業建設文教常任委員会
- 28日 第2回議会広報常任委員会
- 5月 2日 令和3年大空町成人式
- 3日 芝桜まつりオープニングセレモニー

- 10日 オホーツク町村議会議長会役員会・定期総会（遠軽町生田原）
- 11日 第3回議会広報常任委員会
- 13日 第1回議会運営委員会
第1回議員協議会
第2回総務厚生・第2回産業建設文教合同常任委員会
第2回総務厚生常任委員会
第2回産業建設文教常任委員会
- 15日 湖水開き・観光安全祈願祭
- 19日 第2回議会運営委員会
第4回議会広報常任委員会
- 21日 第2回議員協議会
令和3年第1回臨時会

(開会 午前10時00分)

◎開会 開会宣言

- ◇議 長 おはようございます。
ただいまから、令和3年第1回大空町議会臨時会を開会します。
これから本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- ◇議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、議長において、
10番、深川昇議員及び11番、松田信行議員を指名します。

◎日程第2 議会運営委員会審査報告

- ◇議 長 日程第2、議会運営委員会審査報告を行います。
議会運営委員会審査の結果について委員長から報告の申し出がありますので、これを許します。
議会運営委員会委員長、齋藤宏司議員。

- ◇議会運営委員会委員長 おはようございます。
議会運営委員会の審査結果を報告いたします。本臨時会を開催するにあたり、5月19日に議会運営委員会を開き、会期等について協議いたしました。
本臨時会には、町長から提出されております案件が9件あります。
したがって、本臨時会の会期は本日1日限りが妥当であると全会一致で判断いたしましたので、その結果について報告いたします。
以上、議会運営委員会の審査報告といたします。

- ◇議 長 これで議会運営委員会審査報告は終わりました。

◎日程第3 会期の決定について

- ◇議 長 日程第3、会期の決定についてを議題とします。
お諮りします。本臨時会の会期は、先ほどの議会運営委員会審査報告のとおり、本年1日限りにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。したがって会期は本日1日限りに決定しました。

◎諸般の報告

- ◇議 長 この際、諸般の報告を行います。事務局長に報告いたさせます。
事務局長。

◇**議会事務局長** 諸般の報告を申し上げます。ただいまの出席議員は11名であります。品田好博議員から欠席の旨届け出があります。

本日の会議に説明のために出席する者の職、氏名は一覧表として配付しているとおりであります。なお、職務の都合により、一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

本日の議事日程は、配付しております日程表のとおりであります。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

以上でございます。

◇**議長** これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 承認第2号

◇**議長** 日程第4、承認第2号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。星加住民課長。

◇**住民課長** 議案書の1ページでございます。承認第2号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。令和3年5月21日提出、大空町長、山下英二。

議案書3ページをお開き願います。専決処分書。大空町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。令和3年3月31日、大空町長、山下英二。

議案書5ページにつきましては、改正条文でございます。

改正の内容につきましては参考資料にてご説明いたしますので、大空町議会臨時会参考資料の1ページをお開き願います。

承認第2号関係、大空町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例新旧対照表でございます。

改正の趣旨でございますが、令和3年度税制改正によって国税関係書類の押印義務が廃止されたことに伴い、地方税関係書類についても同様の見直しをなされ、納税者等の押印を求めているものについては、原則押印不要とされました。これにより条例上押印を求めている固定資産の価格に関する不服の審査申し出等の手続きについて、納税者の負担軽減を図るため、書面への押印を不要とするものでございます。

この見直しにつきましては、令和3年4月1日以後に提出する地方税関係書類について適用されることから、地方自治法の規定により、本年3月31日付けで専決処分をさせていただいたものでございます。

改正の内容ですけれども、審査の申出者が提出する審査申出書に関する条文となりますが、第4条第4項を削除し、第5項を第4項に、第6項を第5

項にそれぞれ繰り上げ、第7条第3項中、記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならないを記載しなければならないに改めます。

口頭審理において申出者が提出する口述書に関する条文となりますが、第8条第5項中、記載し、提出者がこれに署名押印しなければならないを記載しなければならないに、第8項中、記載し、審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならないを記載しなければならないに改めます。

実地調査に関する条文となりますが、第9条第2項中、記載し、調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならないを記載しなければならないに改めます。

議事についての調書に関する条文となりますが、第12条第2項中、記載し、議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならないを記載しなければならないに改めます。

附則としましてこの条例は、令和3年4月1日から施行する。

以上、大空町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げましたので、ご承認いただきますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから承認第2号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。
お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、承認第2号、専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

◎日程第5 承認第3号

◇議 長 日程第5、承認第3号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。星加住民課長。

◇住民課長 議案書の7ページでございます。承認第3号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求め。令和3年5月21日提出、大空町長、山下英二。

議案書9ページをお開き願います。専決処分書。大空町税条例等の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。令和3年3月31日、大空町長、山下英二。

議案書11ページから21ページまでが改正条文でございます。

議会臨時会参考資料の3ページから6ページに大空町税条例等の一部を改正する条例の概要、そして、7ページから30ページには新旧対照表を掲載させていただいております。

改正の内容につきましては、概要によりご説明させていただきますので、参考資料の3ページをお開き願います。

承認第3号関係、大空町税条例等の一部を改正する条例の概要です。

改正の趣旨でございますが、令和3年度地方税制改正において、評価替えに伴う固定資産税の税負担の調整、軽自動車税の環境性能割の税率区分等の見直し等の措置を講ずることとされました。こうした税制上の改正を盛り込んだ地方税法等の一部を改正する法律は令和3年3月31日に公布され、一部を除き令和3年4月1日から施行されたことに伴い、大空町税条例等の改正が必要となったことから、地方自治法の規定により、本年3月31日付けで専決処分をさせていただいたものでございます。

項目の1、個人町民税です。関係条文、附則第26条第2項。①住宅借入金等特別控除の特例の延長では、消費税率10%への引き上げに伴う反動減対策及び新型コロナウイルス感染症にかかる対策によって住宅借入金等特別控除の控除期間を通常10年から13年とした特例措置を新型コロナウイルス感染症の影響による先行きの不透明さ等を背景に、令和4年12月31日までに延長するものでございます。この適用は、一定の期間内に契約し、令和4年12月31日までに入居した場合において、適用を受けることができます。なお、一定の期間であります契約締結期間につきましては、表のとおりとなっております。施行期日は、令和3年4月1日になります。

関係条文、附則第6条。②セルフメディケーション税制の延長では、予防接種など健康の維持増進及び疾病の予防への取組みを行う者が、一般用医薬品等のうち、医療用から転用された医薬品であるスイッチOTC薬の購入費用を年間1万2,000円を超えて支払った場合には、購入費用を所得控除する制度の適用期限を5年間延長することとし、令和8年12月31日までの間に支払った対価となります。施行期日は、令和4年1月1日になります。

関係条文、第24条第2項、第36条3の3第1項、附則第5条第1項。③非課税限度額等における国外居住親族の取扱いの見直しでは、個人住民税非課税判定基準となる扶養親族の数から、年齢30歳以上70歳未満の国外居住者を除外するものでございます。ただし、下記に掲げております留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者、障がい者、その納税義務者か

ら前年において生活費または教育に充てるための支払いを38万円以上受けている者に限っては、算定の対象となります。施行期日は、令和6年1月1日になります。

項目の2、固定資産税です。①課税標準の特例措置の延長等では、地方税法改正に併せて、わがまち特例の対象資産にかかる固定資産税について、次のとおり見直しをするものでございます。

関係条文、附則第10条の2第26項。ア、新規に設備投資を行う中小事業者を支援する観点から、生産性革命の実現に向けた償却資産等にかかる課税標準額の特例措置を令和3年度分までから令和5年度分までと2年間延長するものでございます。施行期日は、産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行日になります。

関係条文、附則第10条の2第24項。イ、浸水被害対策のための雨水貯留浸透施設にかかる課税標準額の特例措置を創設するものです。施行期日は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行日になります。

関係条文、附則第10条の5。②平成30年7月豪雨の被災住宅用地等にかかる特例適用を拡充するものでございます。施行期日は、令和3年4月1日になります。

関係条文、附則第11条、附則第11条の2、附則第12条、附則第12条の2、附則第13条、附則第15条。③令和3年度評価替えに伴う負担調整措置では、新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活を取り巻く状況が変化したことから負担調整措置により税額が増額する土地について、令和3年度に限り前年度の税額に据え置く措置を講じるほか、現行の固定資産税の負担調整措置を3年延長するものでございます。施行期日は、令和3年4月1日になります。

項目の3、軽自動車税です。関係条文、附則第15条の2、附則第15条の2の2。①環境性能割の臨時的軽減の延長では、2030年度燃費基準を採用した上で、適用期限を9カ月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とするものでございます。区分、税率は、表のとおりとなっております。施行期日は、令和3年4月1日になります。

関係条文、附則第16条。②グリーン化特例の見直しでは、2030年度燃費基準を採用した上で、特例措置を2年間延長するものでございます。特例措置の対象となる取得期間は、令和3年4月1日から令和5年3月31日まで。軽課年度は、取得の翌年度分のみとなります。区分、軽減率は表のとおりとなっております。施行期日は、令和3年4月1日になります。

項目の4、その他です。関係条文、第36条の3の2第4項、第36条の3の3第4項、第53条の8第1項、第53条の9第3項及び第4項、第81条の4、附則第10条の2第3項から第23項及び第25項、附則第10条の4、附則第16条の2第1項、附則第22条、令和2年改正条例。①その他法令等改正に併せ所要の規定の整備及び項ズレを整理するための改正となります。施行期日は、令和3年4月1日になります。

以上、大空町税条例等の一部を改正する条例について、提案理由を説明申し上げますので、ご承認いただきますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから承認第3号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。
お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、承認第3号、専決処分の承認
を求めることについては、承認することに決定しました。

◎日程第6 承認第4号

◇議 長 日程第6、承認第4号、専決処分の承認を求めることについてを
議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。阿部福祉課参事。

◇福祉課参事 議案書23ページでございます。承認第4号、専決処分の承認
を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、
同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。令和3年5月21日
提出、大空町長、山下英二。

議案書25ページでございます。専決処分書。大空町国民健康保険税条例
の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙
のとおり専決処分する。令和3年3月31日、大空町長、山下英二。

議案書27ページが改正条文でございます。

議会臨時会参考資料31ページに大空町国民健康保険税条例の一部を改正
する条例の概要を、32ページから34ページまで新旧対照表を掲載してご
ざいます。概要により改正内容を説明させていただきますので、参考資料3
1ページをお開き願います。

今回の専決処分は、地方税法施行令の一部を改正する政令において、個人
所得課税における給与所得控除等が見直されました。国民健康保険税の負担
水準に与える影響を鑑み、現行と同水準とするため軽減判定所得基準の一部
改正が必要となったことから、地方自治法の規定により3月31日付けで専
決処分をさせていただき、これを報告し、承認を求めるものでございます。

項目の欄、国民健康保険税の減額についてでございます。関係条文は、第21条第1号、第21条第2号及び第21条第3号でございます。それぞれ7割軽減、5割軽減、2割軽減の基準額を改正したものでございます。第21条第1号の改正内容ですが、改正後の7割軽減基準額につきましては、基礎控除額を33万円から10万円引き上げ43万円とし、10万円に給与所得者数の数から1を減じた数を乗じて得た額を加算した額に改正したものでございます。第21条第2号につきましては、5割軽減基準額について、基礎控除額を10万円引き上げ43万円とし、28万5,000円に被保険者数を乗じて得た額と、10万円に給与所得者数の数から1を減じた数を乗じて得た額を加算した額に改正したものでございます。第21条第3号につきましては、2割軽減額について、基礎控除額を10万円引き上げ43万円とし、52万円に被保険者数を乗じて得た額と、10万円に給与所得者数の数から1を減じた数を乗じて得た額を加算した額に改正したものでございます。

項目の欄、公的年金等にかかる所得にかかる国民健康保険税の課税の特例について、関係条文は、附則第4項でございます。改正の内容につきましては、公的年金等控除額の適用を受けた65歳以上の方にかかる所得について、軽減の判定に用いる所得金額から15万円を控除した金額を基礎としておりまして、65歳以上の方の公的年金等の控除額が現行の120万円から110万円に引き下げられたことに伴い改正したものでございます。

この改正の施行期日は、令和3年4月1日としてございます。

この改正の適用区分は、附則第2項で令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によることとしてございます。

以上、提案理由の説明を申し上げますので、ご承認いただきますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第4号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、承認第4号、専決処分の承認

を求めることについては、承認することに決定しました。

◎日程第7 承認第5号

◇議 長 日程第7、承認第5号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。林総務課長。

◇総務課長 議案書29ページです。承認第5号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。令和3年5月21日提出、大空町長、山下英二。

31ページをお開き願います。専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。令和3年3月31日、大空町長、山下英二。

33ページになります。今回の補正予算の専決処分につきましては、本年3月末に地方譲与税、地方交付税、地方債等の額が確定したことにより専決処分をさせていただいたものでございます。

令和2年度大空町一般会計補正予算（第13号）。

令和2年度大空町一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,738万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ113億1,974万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

繰越明許費の補正。第2条、繰越明許費の追加は、第2表、繰越明許費補正による。

地方債の補正。第3条、地方債の変更は、第3表、地方債補正による。令和3年3月31日、大空町長、山下英二。

35ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算補正。歳入です。

2款、地方譲与税に139万円追加。3款、利子割交付金に4万9,000円追加。4款、配当割交付金から3万8,000円減額。5款、株式等譲渡所得割交付金に71万円追加。6款、法人事業税交付金に37万円追加。9款、環境性能割交付金から1万円減額。11款、地方交付税に471万7,000円追加。15款、国庫支出金に400万円追加。18款、寄附金に106万4,000円追加。22款、町債から7,963万6,000円減額。歳入合計は6,738万4,000円を減額し、113億1,974万9,000円とするものです。

36ページをお開き願います。歳出です。

2款、総務費から7,740万8,000円減額。6款、農林水産業費は財源の振替えのみで補正額はありませぬ。8款、土木費に4万5,000円

追加。9款、消防費に946万5,000円追加。10款、教育費に51万4,000円追加。歳出合計は6,738万4,000円を減額し、歳入合計と同額とするものです。

37ページをご覧ください。第2表、繰越明許費補正。1、追加です。9款1項、災害対策事務費60万円は、河川防災ステーションに隣接する用地の取得にかかる立木補償につきまして、北海道の森林経営計画変更手続に時間を要し、年度内に完了しないことによるものです。

38ページをお開き願います。第3表、地方債補正。1、変更です。地域情報通信基盤整備推進事業債は、限度額を7,750万円減額し、4億2,350万円に。女満別豊住地区農地整備事業債は120万円減額し、990万円に。開陽中央線道路整備事業債は20万円減額し、1億2,820万円に。東藻琴高等学校整備事業債は70万円減額し、4,420万円に。減収補てん債は3万6,000円減額し、2,392万9,000円に変更するもので、それぞれ起債対象事業費の確定に伴うものです。いずれも起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明です。歳出から行いますので、46、47ページをお開き願います。

2款1項7目、企画振興費、18節、高度無線環境整備推進事業負担金7,740万8,000円の減額は、光通信網の町内全域への整備につきまして、事業費が確定したことによるものです。

6款1項5目、農地費は、補正額はありますが、起債対象事業費が減額となりましたことから、特定財源の地方債120万円を一般財源とするものです。

次の8款2項3目、除雪対策費も同様に補正額はございませんが、国からの補助金が増額交付となりましたことから、国庫支出金に400万円を追加し、同額を一般財源で減額する財源の振替えです。

その下、4目、道路新設改良費につきましても、起債対象事業費が減額となりましたことから、地方債20万円を一般財源とするものです。

4項1目、下水道費、27節、下水道事業特別会計繰出金4万5,000円の追加は、下水道事業費の確定に伴うものです。

9款1項5目、災害対策費、18節、北海道市町村備荒資金組合納付金946万5,000円の追加は、今回の補正予算による財源につきまして、災害など有事の際に備えて納付をしております備荒資金組合に積み立てるものです。

10款1項2目、事務局費、24節、子ども未来づくり教育基金積立金106万4,000円の追加は、北海道女満別高等学校野球部後援会様からいただきました寄附の一部を当基金に積み立て、教育事業などに活用しようとするものです。

4項1目、定時制高等学校管理費、14節、校舎改修工事55万円の減額は、事業費の確定によるものです。

続きまして、歳入の説明をしますので、42、43ページをお開き願います。歳入につきましては、3月末までにそれぞれ譲与税、交付金、交付税、

地方債など額の確定によるものです。

2款1項1目1節、地方揮発油譲与税に6万9,000円追加。

2項1目1節、自動車重量譲与税に427万7,000円追加。

3項1目1節、航空機燃料譲与税から295万7,000円減額。

4項1目1節、森林環境譲与税に1,000円追加。

3款1項1目1節、利子割交付金に4万9,000円追加。

4款1項1目1節、配当割交付金から3万8,000円減額。

5款1項1目1節、株式等譲渡所得割交付金に71万円追加。

6款1項1目1節、法人事業税交付金に37万円追加。

9款1項1目1節、環境性能割交付金から1万円減額。

11款1項1目1節、特別交付税に471万7,000円の追加は、当初の見込みより増額交付となったもので、普通交付税を含めました地方交付税の総額では37億8,024万円で、対前年比約2億5,700万円の増となっているところでございます。

15款2項7目2節、道路除雪事業費補助金に400万円の追加は、歳出で説明させていただきましたとおり増額交付となったものでございます。

44、45ページをお開き願います。18款1項1目1節、一般寄附金に106万4,000円の追加は、女満別高等学校野球部後援会様からの寄附によるものです。

22款の町債につきましては、第3表で説明をさせていただいたとおりですので、説明を省略させていただきます。

以上、補正予算の内容につきましてご説明申し上げましたので、ご承認くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。2番、三條議員。

◇三條議員 はい、2番。まず歳入の43ページの航空機燃料譲与税295万7,000円の減額について教えていただきたいのですが、この分の補填は、コロナの関係で違う形で補填される旨聞いていたように思いますが、その辺少し詳しく教えていただきたいと思います。

もう1点、45ページの地域情報通信基盤整備事業債ということで、これとかかわりがあるJAさんからの寄附が、情報通信基盤整備事業にあたって何がしかの寄附がある旨聞いていたような気がしますが、今年度ではなくて次年度になるのか分かりませんが、その辺詳しく教えていただければと思います。以上、よろしく申し上げます。

◇議 長 林総務課長。

◇総務課長 まず1点目の航空機燃料譲与税に関してでございますけれども、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、航空関連事業につきましては、大きな影響を受けているというふうに認識をしているところでございまして、実際に減便など路線の縮小などが余儀なくされているというところで

ございまして、譲与税の積算根拠につきましては、航空機の着陸料などが積算基礎とされているところがございますので、減少幅も大きくなっているところがございます。これらにつきましては、議員ご指摘のとおり新型コロナウイルスの影響により収入が減少している部分ということで、その減収分を対象として発行ができます減収補てん債という起債がございます。これは令和2年度限りの措置でありますけれども、後年度にその元利償還金が100%措置をされるというところがございます。

また、情報通信基盤の負担の部分でございますけれども、これにつきましては令和2年度ではまだ事業費が確定していなかったということがございまして、令和3年度ということになろうかなというふうに思っております。どのような形でということにつきましては、現在協議中ということでございます。

◇議 長 そのほか質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから承認第5号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。
お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、承認第5号、専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

◎日程第8 承認第6号

◇議 長 日程第8、承認第6号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。高島建設課長。

◇建設課長 議案書49ページです。承認第6号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。令和3年5月21日提出、大空町長、山下英二。

51ページです。専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定に基づ

き、別紙のとおり専決処分する。令和3年3月31日、大空町長、山下英二。

53ページです。今回の補正予算の専決処分は、本年3月末に地方債の額が確定したことにより専決処分をさせていただいたものでございます。

令和2年度大空町下水道事業特別会計補正予算（第4号）。

令和2年度大空町下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億9,479万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。第2条、地方債の変更は、第2表、地方債補正による。令和3年3月31日、大空町長、山下英二。

55ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算補正。歳入です。

5款、繰入金に4万5,000円を追加。8款、町債から10万円を減額し、歳入合計は5万5,000円減額し、3億9,479万7,000円とするものです。

56ページ、歳出です。

1款、総務費から5万5,000円を減額し、歳入合計と同額とするものです。

57ページ、第2表、地方債補正。1、変更です。下水道事業債は、限度額を1,960万円から10万円減額し、1,950万円に。改築更新事業の財源としておりましたが、起債対象事業費の確定により変更するものです。起債の方法、利率、償還の方法に変更はありません。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明ですが、歳出から説明いたしますので、64、65ページをお開き願います。

1款1項3目14節、工事請負費から5万5,000円の減額は、事業費の確定によるものです。

続きまして、歳入の説明をいたしますので62、63ページをお開き願います。

5款1項1目1節、一般会計繰入金に4万5,000円の追加は、補正予算の財源調整のため変更するものです。

8款1項1目2節、下水道事業債から10万円の減額は、第2表、地方債補正で説明させていただいたとおりです。

以上、補正予算の内容につきまして説明申し上げましたので、ご承認くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- ◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから承認第6号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。
お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。したがって、承認第6号、専決処分の承認
を求めることについては、承認することに決定しました。

◎日程第9 議案第38号

- ◇議 長 日程第9、議案第38号、物品の購入についてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。高島建設課長。

- ◇建設課長 議案書67ページでございます。議案第38号、物品の購入につ
いて。

次のとおり、物品を購入したいので、地方自治法第96条第1項第8号の
規定により議会の議決を求める。令和3年5月21日提出、大空町長、山下
英二。

記、1、購入する物品の種類及び数量、除雪トラック（10トン級ダンプ
型）1台。

2、購入の方法、指名競争入札。

3、購入の金額、6,248万円。

4、購入の相手方、網走市字藻琴35番地69、UDトラックス道東株式
会社網走営業所、所長、鎌田光彦。

現有車両は平成11年度に購入し、購入から21年が経過しております。
重要部品の交換が必要となる修繕につきましては、メーカーからの部品供給
が終了しているため修繕期間が長期になることから、除雪体制に影響を及ぼ
すため更新するものであります。

購入車両の配置は、女満別除雪センターを予定し、町道の除雪、道路維持
用資材の運搬など、年間を通して稼働することとなります。

計画的な更新を行うことにより、除雪作業の効率を高め、除雪体制を維持
し、年間を通し、道路交通網の確保に努めるものであります。

購入にかかる入札につきましては、令和3年4月20日、指名競争入札に
より実施をし、4月23日に仮契約を行ったところであります。

納入期限につきましては、令和4年3月30日としております。

指名競争入札にかかります指名業者につきましては、UDトラックス道東
株式会社北見支店、東北海道いすゞ自動車株式会社北見支店、東北海道日野
自動車株式会社北見支店の3社を指名し、入札を執行いたしました。入札の

結果、UDトラックス道東株式会社北見支店が落札したところであります。契約の相手方といたしましては、UDトラックス道東株式会社北見支店から委任を受けております網走営業所としております。

契約の金額は6,248万円。うち消費税及び地方消費税の合計額は568万円となっております。

大空町議会臨時会参考資料35ページ下段に購入予定車両の図面を掲載しておりますので、ご参照願います。

なお、購入にかかる契約につきましては、議会で議決をいただいた後、本契約を締結するものであります。

以上、ご説明申し上げましたので、ご審議賜りますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。2番、三條議員。

◇三條議員 はい、2番。このUDトラックス道東株式会社、先ほど日野だとかいすゞとか説明ありましたが、このUDトラックスというのは、どこのメーカーの車種なんでしょうか。説明いただきたいと思います。

それともう1点、UDトラックス道東株式会社北見支店と網走営業所、それぞれが入札に参加したということですのでよろしいでしょうか。そこのところを詳しく説明してください。

◇議 長 高島建設課長。

◇建設課長 三條議員からの質問にお答えさせていただきます。

1点目、メーカーについては、UDトラックスというところで理解をしてございます。

2点目の質問でございますが、入札につきましては、UDトラックス道東株式会社北見支店を入札に指名いたしまして、北見支店から網走営業所が委任を受けておりますので、網走営業所と契約を締結するというところでございます。以上です。

◇議 長 2番、三條議員。

◇三條議員 はい、2番。すみません。認識不足なので教えてください。

私、車種のことを聞きたかったのですが、このUDトラックスというメーカーといいますか、例えばトヨタであるとか日産であるとかね。そういうことでなくて、あくまでもUDトラックスということなのでしょうか。

車の車種、トヨタなのか日産なのか。私分らないものですからもう一回。

◇議 長 暫時休憩します。

(休憩 午前10時50分)

(再開 午前10時53分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。建設課長。

◇建設課長 時間をいただきまして大変申しわけございませんでした。

UDトラックスにつきましては、前身、日産ディーゼルというところがございます。商号の改称によりまして日産ディーゼルからUDトラックスに改称になったというところがございます。以上です。

◇議 長 そのほか質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第38号、物品の購入についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第38号、物品の購入については、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第39号

◇議 長 日程第10、議案第39号、大空町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部福祉課参事。

◇福祉課参事 議案書69ページでございます。議案第39号、大空町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和3年5月21日提出、大空町長、山下英二。

議案書71ページが改正条文でございます。

議会臨時会参考資料37ページに大空町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要を、38ページには大空町国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表を掲載してございます。概要により改正内容を説明させていただきますので、参考資料37ページをお開きください。

今回の改正は、国の新型コロナウイルス感染症対策の一つとして、感染症の影響により事業収入等が一定程度減少した世帯の国民健康保険税について、令和3年度分における減免特例期間が設けられたことに伴い、国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

項目の欄でございます。新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免の特例でございます。関係条文は附則第17項でございます。改正の内容につきましては、令和元年度分及び令和2年度分としていた特例期間を令和元年度分から令和3年度分までとし、令和3年3月31日までに設定されていた普通徴収の納期限と、特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日を令和4年3月31日までに改正するものでございます。

附則といたしまして、この条例の施行期日は公布の日から施行することとさせていただきます。

以上、提案理由の説明を申し上げますので、ご審議賜りますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第39号、大空町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第39号、大空町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第40号

◇議 長 日程第11、議案第40号、大空町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。鈴木福祉課長。

◇福祉課長 議案書73ページです。議案第40号、大空町介護保険条例の一部を改正する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和3年5月21日提出、大空町長、山下英二。

議案書75ページが改正文でございます。

臨時会参考資料39ページに大空町介護保険条例の一部を改正する条例の概要、40ページに新旧対照表を掲載しておりますが、概要により改正内容を説明させていただきますので、参考資料の39ページをご覧ください。

今回の改正は、国の新型コロナウイルス感染症対策の一環として、感染症の影響により事業収入等が一定程度減少した被保険者等に対する介護保険料の令和3年度分における減免特例期間が設けられたことに伴い、条例の一部を改正するものであります。

項目欄、新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免の特例。関係条文、附則第8条。改正の内容につきましては、令和元年度分及び令和2年度分としていた特例期間を令和元年度分から令和3年度分までとし、令和3年3月31日までとしていた普通徴収の納期限を令和4年3月31日までに改正するものでございます。この改正は、公布の日から施行いたします。

以上、提案理由の説明を申し上げますので、ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第40号、大空町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第40号、大空町介護保険条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第41号

◇議 長 日程第12、議案第41号、令和3年度大空町一般会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。林総務課長。

◇総務課長 議案書 77 ページです。議案第 41 号、令和 3 年度大空町一般会計補正予算（第 2 号）。

令和 3 年度大空町一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 907 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 90 億 7,804 万 3,000 円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表、歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。第 2 条、地方債の追加は、第 2 表、地方債補正による。

一時借入金。第 3 条、一時借入金の借入れの最高額に 2,300 万円を追加し、一時借入金の借入れの最高額を 16 億 3,500 万円とする。令和 3 年 5 月 21 日提出、大空町長、山下英二。

79 ページをお開き願います。第 1 表、歳入歳出予算補正、歳入です。

15 款、国庫支出金に 3,240 万 5,000 円追加。19 款、繰入金に 513 万 6,000 円追加。21 款、諸収入に 4,823 万 7,000 円追加。22 款、町債に 2,330 万円追加。歳入合計は 1 億 907 万 8,000 円を追加し、90 億 7,804 万 3,000 円とするものです。

80 ページをお開き願います。歳出です。

4 款、衛生費に 335 万 9,000 円追加。6 款、農林水産業費は財源の振替えのみで補正額はありません。7 款、商工費に 2,948 万 9,000 円追加。10 款、教育費に 7,488 万 1,000 円追加。12 款、職員給与費に 134 万 9,000 円追加。歳出合計は 1 億 907 万 8,000 円を追加し、歳入合計と同額とするものです。

81 ページをご覧ください。第 2 表、地方債補正。1、追加です。旧女満別幼稚園解体事業債は、旧女満別幼稚園の園舎、物置等の解体にかかる財源としまして地方債を借り入れるため、限度額 2,330 万円を追加するものです。過疎対策事業債を予定しており、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明です。歳出から行いますので、88、89 ページをお開き願います。

4 款 1 項 2 目、予防費の 1 節、予防接種業務医報酬 200 万円、7 節、予防接種看護師報償費 100 万円の減額、11 節、郵便料 25 万 8,000 円追加、12 節、接種円滑化委託料 216 万 1,000 円の追加は、新型コロナウイルス感染症対策のワクチン接種業務にかかるものです。

2 項 3 目、リサイクルセンター費の 10 節、修繕料 394 万円の追加は、プラスチック・ペットボトル減容機に腐食による劣化が見受けられますことから修繕するものです。

次の 6 款 1 項 3 目、農業振興費は補正額はありませんが、新型コロナウイルス感染症により経営に影響を及ぼしている一般財団法人めまんべつ産業開発公社に対する支援金 268 万円につきまして、国からの交付金対象となりますことから、一般財源を減額して国庫支出金に財源を振替えるものです。

7款1項1目、商工業振興費の18節、住宅リフォーム事業補助金75万7,000円の追加は、現計予算額720万円に対しまして、29件、795万7,000円の応募がありましたことから、不足額を増額して対応するものです。12節、芝桜公園環境整備業務委託料451万6,000円の追加は、新型コロナウイルスにより厳しい経営状況を強いられております事業者に対し、芝桜公園の環境保全にかかる業務を委託発注し、雇用の創出と公園の整備を図るものです。18節、大空町商工業持続化支援事業補助金、1,365万円の追加は、商工事業者に対しまして持続的な経営を支援するため、売り上げの減少割合に応じて1件あたり最大20万円を補助するものです。次の大空町商工事業者店舗家賃助成金1,056万6,000円の追加につきましても、同様に事業者の負担となっております店舗の家賃につきまして、月額最大25万円、6カ月上限として助成するものです。

10款1項2目、事務局費の14節、旧女満別幼稚園解体工事7,153万3,000円の追加は、旧女満別幼稚園の園舎、物置等の解体にかかるものです。4項1目、高等学校管理費、11節、電話架設料16万9,000円、12節、電話設備整備業務委託料288万2,000円、13節、電話回線使用料29万7,000円それぞれの追加は、大空高等学校の電話設備を整備、増強しようとするものです。

90、91ページをお開き願います。12款1項2目、会計年度任用職員費、一つ目の丸、交通安全対策費会計年度任用職員給与費、1節、報酬から8節、費用弁償まで総額22万9,000円の減は、当初、交通安全防犯推進員として予定しておりましたが、一般事務職員としての任用となりましたことから減額するものです。二つ目の丸、各種疾病予防対策事業会計年度任用職員給与費、1節、報酬から8節、費用弁償、総額157万8,000円の追加は、新型コロナウイルス感染症にかかるワクチン接種業務などに対応するため、会計年度任用職員1人を任用し、体制を整えるものです。

続きまして、歳入の説明をしますので、86、87ページをお開き願います。

15款2項3目1節、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金99万3,000円の追加は、先ほどの会計年度任用職員の任用などにかかる国からの補助金です。6項1目1節、地方創生臨時交付金3,141万2,000円の追加は、新型コロナウイルス感染症対策にかかる国からの交付金です。

19款1項1目1節、財政調整基金繰入金513万6,000円の追加は、今回の財源調整のために繰り入れるものです。

21款4項7目1節、会計年度任用職員等雇用保険料納付金4,000円の追加は、新たに任用する会計年度任用職員雇用保険料の本人負担分です。次の11目1節、雑入、備荒資金組合超過納付金返還金4,823万3,000円の追加は、旧女満別幼稚園解体事業にかかる財源として活用するものです。

22款の町債につきましては、第2表で説明したとおりですので、説明を省略させていただきます。

以上、補正予算の内容につきまして、ご説明申し上げます。ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。2番、三條議員。

◇三條議員 はい、2番。何点か教えていただきたいと思います。

89ページの委託料の接種円滑化委託料ということで、今、ワクチンで大変努力されていることと思います。ただ町民の中からほかの町と比較したときに、遅いのではないかというご意見もあることは事実であります。この辺のスケジュールについて、直近で詳しいスケジュール等があれば説明していただきたいと思います。

それから、負担金補助交付金、商工会の関係ですね。事業補助金ですとかいろいろな形で出されていると思いますが、結構な額になると思います。トータルで今までどれぐらいの額をこの商工会、事業の継続化、併せて家賃助成金等を含めて交付しているのか教えていただきたい。

それから、工事請負費。旧女満別幼稚園の解体工事ということで、2,330万円の過疎債を受けて解体ということですが、土地を財務局に返して、そのあと宅地か何かで分譲するのか分かりませんが、その辺の情報について分かっていたら教えていただきたいと思います。特に土地利用について、どうするのかということです。

あと、高等学校の電話設備の業務委託料ということで、約300万円程度計上されていますが、仕組みをどういうふうな形に変えたことによって、この電話の架設が必要なのか、そこのところを説明していただきたいと思います。以上です。

◇議 長 鈴木福祉課長。

◇福祉課長 私から89ページの各種疾病予防対策事業の接種円滑化委託料に関連しまして、ワクチンの接種が他町と比較して遅いのではないかとというようなご指摘があるということでございますが、本町のワクチンの状況を申し上げたいと思います。

本町のワクチン接種につきましては、地元の医療法人との協議調整によりまして、女満別中央病院及び東藻琴診療所の2カ所で通常診療を行いながら接種を行う、いわゆる個別接種と言われる方法で、まさに今週、5月17日の月曜日から一般の高齢者の方への接種をスタートしたところでございます。

ここのところ報道などでしきりに言われております高齢者の接種については、7月中に終了しなさいというようなことの中で、国や北海道もさまざまな道内の自治体、全国の自治体に対して、調査を行っているというふうに認識しておりますけれども、その結果85%程度だとか7割だとか、あるいは実際には医師が確保できたとしたらということろで、そういうものを除くと65%だとか、そういった数字もいろいろ出てきているような中でございます。いずれにしても我々としましては、2月から3月にかけてまして事前

予約といいたまいますか、事前の意向調査というものをやらせていただいた中で、65歳以上の高齢者の方2,600人程度のうちおよそ8割に相当する2,100人程度の方が打つということで、接種率でいきますと80%ということになってまいります。そういった接種率を例えば60%というふうに見込んでいる自治体があるんだとすれば、それは本町におきましても接種率が下がれば当然前倒しでスケジュールは縮まっていくのだろうと思っておりますし、今、国で言われておりますような85%の自治体が本当に接種を進めていけるのかというところは、正直我々も今週スタートしたばかりでございますし、何とも今の時点では申し上げられないところでございます。

しかしながら、我々としましては事前の意向調査を含めた中で、当初国は高齢者の接種は早ければ3月や4月に始めるというようなことで進めていたわけでありまして、実際には、そんな時期に始めることはできず、それどころか最も優先されるべき医療従事者の先行接種というものも遅れてずれ込んでいたというような状況でございます。

当初厚生労働省から示されましたスケジュールでありますと、3カ月間ですべての高齢者を終わらせなさいということであったものですから、我々としましては、事前意向調査を踏まえた中で、最大限地元の医療機関を個別接種で対応いただけるその1日量を換算した中で、それでも国の言うおよそ3カ月で終わらせるというようなスケジュールを組んだところであります。

そんな中で、ワクチンの確保が遅れたことからスタート自体が、この5月17日までずれ込みました。単純に3カ月でいきますと8月までかかるということになりまして、今の時点で本町としましては当初の3カ月間で個別接種を進めながら、およそ3カ月間、8月中ぐらいには終了したいというふうを考えております。しかしながら、さまざまな状況をそれぞれの近隣の自治体ですとか道内全体、北海道における接種体制の確保だとか、そういった流れが今少し起きようとしているところだと思っておりますので、そういったところは注視をしながら、決して7月中を最初から諦めるということではなく、まずは着実に安全にきちんとスタートしながら、状況を見きわめながら判断をしてまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 私からも、少し補足をさせていただきたいと思えます。

先日私のところに直接、総務省の固定資産税課という職員が電話を掛けてまいりました。

固定資産税の話ではなくて、コロナの対策本部に出向もしているということで、私のところに電話を掛けてきましたのは開口一番、総理が7月末までに高齢者の接種を終わらせたい、終わらせるスケジュールで取り組みたいという表明をされた。大空町は4月の中旬の報告で、終わる月が未定だと報告されていると、何とか7月末までに終わらせていただけませんか。私からすると少し高飛車な言い方だなという印象を受けましたけれども、そうい

うお話がありました。私は、当初の予定どおり高齢者のワクチンが届くこと、さらにはその前段としての医療従事者のワクチンがしっかりと予定どおり届いているのであれば、そういうことも考えられますと。しかし、当初からそういったものが遅れて、その時点では医療従事者のワクチンさえ届いていないという状況の中で、スタートが遅れる。しかし終わりだけは7月いっぱい終わらせるとするのは無理ですと。地元の医療機関と十分相談をしながら、さらには、町民の意向調査もしながら、確実に接種をしていきたいということで考えておりますというお話をいたしました。

しかしそれから以降、私のところには直接電話を掛けてきませんが、担当者のところには再三にわたって、隣の地域には医師の派遣要請をしたのかとか、例えばそういう融通はできないのかと。いろいろお手伝いはしますと言いますけれども、実際のお手伝いではなくて、あれはやっているのかこれはやっているのかというようなことについて、盛んに確認の連絡は来るといような状況になっております。

先ほど担当が申しましたように、私どもは一つのスケジュールを立てておりますけれども、そこに固執することなく、できるだけいろいろな形で町民の安全を確保していきたいと。スタートしたばかりですけれども、その状況を見ながら、また医療機関とも十分お話をさせていただきながら、その前倒しに向けても努力を重ねてまいりたいと思っております。

町民の皆様から混乱のないように受付もしてまいりたいと、そのように考えておりますので、私どもが情報発信するところももちろんでございますが、議員各位におかれましても、さまざまな形で町民の皆様からお問い合わせなどもあろうかと思っております。皆様からも、お伝えいただければ大変ありがたいと思っております。よろしくお願いを申し上げます。

また、せっかく答弁として立ちましたので、3番目にありました旧幼稚園の解体の関係について、まず私のほうからお話をさせていただいて、後ほど、担当のほうも少し補足をさせていただきたいと思っております。

旧幼稚園につきましては、私は当初から、もともと底地は国の土地でありますので、使い終わりましたら解体をして返還をするということを前提に考えておりました。

その根拠といいたいでしょうか、根源となるものは、あそこは周辺が住宅地でございますので、また公共施設を建てるという、また利用するというよりは宅地として利用したほうがよいのではないかと。町として、もしそのところを取得したとしても宅地として活用することが最も利に叶っているのではないかと、そのように考えました。

だとすれば、町が宅地として売るか、場合によっては国がどのように使うかというふうに考えたときに、国も同様に宅地としてしか利用ができないのではないかと、そのように考えましたので、町が率先をして宅地開発をして売ることではなく、国に宅地として売ってもらおうではないかと、私としては考えておりました。

その中で昨年度、まずは教育委員会の職員が、その解体ですとか、その跡地の返却の手續などについて、財務局と交渉といいたいでしょうか、打ち合わせ

をさせていただいた中で、財務局のほうからあそこの土地の跡地利用について、町として公共的な要素、公共用財産として活用するのであれば3分の1の値段で売ると、私はそのように受け取ったのですが、後でよくよく確認しますと、3分の1の土地の部分を公共用に使い、その部分を取得してくれれば、残りの3分の2の部分については無償でお貸しをしますというようなことで、実際は買う値段の3分の1で買うことができると。それには条件がありまして、公共施設を建てた場合といたしまししょうか、利用した場合ということが条件でございました。

もう一つ、進めていく中で、今回は解体費7,100万円ということで予算計上させていただいておりますけども、その積算をしていく中で、もう少し高い金額になるのではないかと、8,000万を超えるのではないかとというところの途中経過もございました。そのように考えますと、その財源を捻出するためには大変だなという思いもございました。そんなことから、その解体費について起債を借りて対処するということができないだろうか。併せて先ほど言ったように公共施設、もしそれが公園などであっても、そういった3分の1の購入費で残り3分の2は無償で貸していただけるというようなこともあるのではないかと、さらには宅地として活用する方法もないかと、いろんなパターンを考えて職員に交渉にあたらせました。最終的には私も、この4月に財政担当職員と北見財務局出張所に行って所長ともお話をしてみました。国の意向はあくまでも宅地などとして、最終的に町が取得したあと町が売るのであれば、町には売ることにはできません。あくまでも公共施設として活用する、全部、例えば公園だとか、さらには建物を建てる。一番いいのは建物を建ててくれると、さっき言った3分の1の値段で残り3分の2は永久的に無償でお貸しすることができますという話でしたけれども、いろいろ条件がついておりまして、例えばそのことによって解体費を全部起債で借りられるのかということ、そこの面積にかかる分だけでございますとか、正直言って交渉にはなりません。私からするとゼロ回答だったかと、そんな印象を強く持ったところでもあります。あくまでも向こうの基準に沿ってだけしか対応はできませんということでありましたので、いろいろ積算をして検討していくと、最終的にはそういった3分の1の取得価格で買ったとしても、建物を建てたりとか、公園化したりする予算ということを比較検討していくと、今回出す財源以上に掛かる場面も出てくるということから、今回は更地にして返そうという最終的な決断に、もとに戻ったということになります。

国はこの後どうするか分かりませんが、国が盛んに言っておりましたのは一体として売却をしたいと、払い下げをしたいということでもございました。

私が想像いたしますには、町が公共施設などを作る予定がないということになれば、当然、宅地などでしか売ることにはできないのではないかと。これは私の想像でありますけれども、思っているところでもあります。そんな中で、また、次の段階に至った中で、町としてはどのような対応をしていくかということについて考えていかなければならないものと思っております。

また先ほどの交渉の中でいろいろな課題もいただきましたけれども、それを解決するためには、かなり時間を要するというので、今年度の解体には至らないのではないかと不安も私自身、持ちました。私の任期の間に、ここはしっかりと方をつけなければならないという思いから、今回補正予算でございましたけれども提案をさせていただいたというところでございます。ぜひご理解を賜ればと思います。

交渉した経過などの時期などについては、後ほど担当から補足をさせていただきたいと思います。

大変長くなって申しわけございませんが、そういった経過であるということをご承知おきいただければと思います。

◇議 長 佐々木生涯学習課長。

◇生涯学習課長 三條議員のご質問にお答えしたいと思います。

北海道財務局北見出張所の協議につきましては、女満別幼稚園が閉園になる前から協議を進めているところでございます。これまで4回、北見出張所のほうと協議をしております、先ほど町長が言われましたとおりの内容で進めておりました。

今現在、まだはっきり方向は決まってない状況でございまして、今後、解体またいつ返還するかというような協議も進んでいくこととなるかと思えます。改めて、その中においても、国の考えも併せて確認しながら、進めていきたいと思っておりますのでご理解いただきたいと思います。

◇議 長 作田産業課長。

◇産業課長 三條議員のご質問にお答えしたいと思います。

新型コロナウイルス感染症経済対策事業のこれまでの事業予算についてのご質問でございますが、令和2年度につきましては、商品券事業や持続化の支援事業、また家賃助成事業などを合わせまして、令和2年度予算で1億2,390万円ほどを実施しているものでございます。また、この中には繰り越しして令和3年度に実施しているものも含まれるものでございます。

また、令和3年度分の予算といたしまして、商品券、今回ご提案させていただきます持続化支援、店舗家賃助成なども合せまして、4,550万円ほどの予算を計上させていただいているものでございます。

以上でございます。

◇議 長 村山生涯学習課参事

◇生涯学習課参事 三條議員の大空高等学校管理費の補正予算のご質問についてご答弁をさせていただきます。

大空高校に関しましては、本年の4月1日をもって町立の高校として開校し、学校運営をスタートさせたところですが、当該補正予算につきましては、

東藻琴キャンパスと女満別キャンパスの電話通信網を繋ぐことに必要な予算を計上させていただいたところでございます。

具体的には、女満別キャンパスは、これまで道の施設であったことから、両キャンパス間の連絡は外線電話によるところでしたが、4月1日をもって道から校舎の譲与を受け町の施設になったことから、東藻琴と女満別の両キャンパスの電話通信網を整備して、電話の内線化を図るものでございます。

併せて女満別キャンパスにつきましては、大空町役場のネットワークと繋ぎ、財務会計や備品管理システムなどが使えるように情報通信網の整備も併せて行い、東藻琴キャンパスの電話設備につきましても、老朽化が進んでいることから、今回の通信網の整備に併せて機器の更新を行うというような内容になってございます。以上です。

◇議 長 そのほか質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◇議 長 これから議案第41号、令和3年度大空町一般会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第41号、令和3年度大空町一般会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

◎閉会 閉会宣言

◇議 長 これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

以上で令和3年第1回大空町議会臨時会を閉会します。大変お疲れさまでした。

(閉会 午前11時31分)